



世界柔道形選手権大会への日本代表選手選考規程

1. 目的

公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という）がこの規程を定める第一の目的は世界柔道形選手権大会で日本を代表する選手（組）（以下「選手」という）が金メダルを獲得することにある。国際強化の目的は、日本代表として選考された選手が世界柔道形選手権大会において、全種目で金メダルを獲得することにある。

本選考規程は日本を代表し金メダルを獲得できる可能性のある選手を選考するための基準を定めたものである。

2. 最終的な権限の所在

2-1 主な形競技会に日本を代表する選手を選考する最終的な権限は全柔連にある。全柔連理事会は形競技会への選手の選考を形特別委員会に委任している。

2-2 全ての選考において、形特別委員会構成メンバーは主観的な見識ではなく、客観的、具体的な事実に基づいて行うように努める。

2-3 形特別委員長は選手選考が手順通りに行われ、選考基準に従って決定されることを保証する責任を負う。

3. 代表選手選考手順

世界柔道形選手権大会への日本代表選手選考は強化普及部会にて代表選手候補者の原案を作成し、それを基に形特別委員会において最終決定する。決定には形特別委員会メンバー三分の二以上の出席を必要とし、審議の上、出席メンバーの過半数の賛成を獲得したものを代表として選出する。選考に際しては、最も金メダル獲得（優勝）が期待できる選手を念頭に以下の選考基準を参考にする。

3-1 全日本柔道形競技大会による選考基準について

①全日本柔道形競技大会に出場した強化A及び強化Bが優勝したときは、優勝した選手とする。

②全日本柔道形競技大会に出場した強化A及び強化B以外の選手が優勝したときは、強化A及び強化Bも選考の対象に加え過去2年間の大会等の成績を考慮して総合的に判断する。

③補欠は、第1補欠を全日本柔道形競技大会に出場した選手の成績及び過去2年間の大会等の成績を考慮して総合的に判断する。

3-2 選手選考会による選考基準について

①強化A及び強化Bの選手による選手選考会の最高得点者。

②強化Aの選手がやり直し等によって著しく減点（1/2 など）された場合においては、過去2年間の大会等の成績を考慮して総合的に判断する。

③補欠は、第1補欠を選手選考会の成績及び過去2年間の大会等の成績を考慮して総合的に判断する。

3-3 代表選手の選出

最終決定は、形特別委員会にて決定し、発表する。

4. 選考判断の対象となる競技大会

①国際大会

大陸選手権大会（アジア柔道形選手権大会）

②国内大会

全日本柔道形競技大会

③合宿等

5. 選考対象者資格および行動規範

5-1 代表選手として選考対象となるのは以下の要件を満たす必要がある。

①国際柔道連盟あるいは大会主催団体の出場資格条件を満たしていること。

②日本国籍を有し、全日本柔道連盟に登録していること。

③柔道精神を理解し、社会規範を遵守していること。

④日本オリンピック委員会のドーピング防止規程にある日本代表選手としての資格を満たしていること。

5-2 代表選手は、日本の柔道家の中から日本代表として選抜された選手であり、日本の柔道を代表するに相応しい言動と態度を示さなければならない。

6. 代表選手発表の通知および手続き

6-1 代表決定後、速やかに形特別委員長および強化普及部会主任は代表選手および補欠の発表を行う。その際、必ず選考理由についての説明を行う。

6-2 最終選考結果については、所属、選手に対して選考後に代表選手選考の通知をする。強化A及び

強化Bに指定されている選手並びに選考会に参加した選手は、形特別委員長に対し選考決定に関する説明を求めることができる。

7. 大会以前の代表選手交代（撤回）

7-1 以下の事例の場合は、代表選手発表後であっても、全柔連は当該選手を代表として認めない権利を有する。

①選手が大会に出場するための準備が不十分であるか、強化合宿に十分に参加しなかった場合（強化選手として全柔連の活動に対する参加と態度が不十分な場合）。

②5-1の③、④および5-2に示すような日本選手団の一員としての適格性に欠ける行為があった場合（日本選手団の一員として相応しい人格を有し、言動、態度が適切であり、柔道精神を理解し、社会規範を遵守すること等）

7-2 医師の診断

当該選手に対し、試合に出場できるか否かを見極めるために全柔連の指定する医師の診断を受けるよう要求することができる。この診断では、負傷や疾病の状態が、選手が試合に出場しても構わないものなのか、あるいは医学的見地から選手自身に危険がないか、他の選手や関係者、観客にまで影響が及ぶのか等（例えば、伝染病等）の判断に基づき、この時点での出場の可否を形特別委員会において決定する。

7-3 代表を撤回された場合、選手の交代が可能であるならば、補欠選手を充てることができる。

8. 異議申し立ての根拠と権利

8-1 選考結果に対する異議申し立ては、選考が基準の手続きに則って行われていないこと、または選考過程で情実が行われた場合にのみ、行うことができる。

8-2 選手は JSAA（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構）に異議申し立てをする権利を有する。全柔連は JSAA による仲裁を応諾する。

9. 異議申し立ての方法と判断

異議申し立ては JSAA の「スポーツ仲裁規則」に従って行われ、JSAA の決定を最終判断として、両者はこれに従うものとする。

以上